
所 属 : 国際学部

職・氏名 : 教授 寺田 英子

研究キーワード : 過疎地の公共交通、社会的包摂、シビルミニマムと公共交通、
港湾管理、港湾の民営化、国際拠点港湾、コンテナターミナル・
オペレーター、放置艇、沿岸部の海域利用の効率化

■研究テーマ

1. イングランドの地方部における公共交通と社会的包摂の研究

概要：この研究では、イングランドにおける高齢者と障害者を対象とした concessionary fares（商業的な運賃割引と区別した福祉運賃割引、わが国では「高齢者パス」と呼ばれることが多い割引制度）について、2008年に始まる高齢者・障害者のオフピーク時の運賃無料化とローカル・バス政策の変化について、国と地方自治体の役割の変化に焦点をあてて分析しています。調査項目は以下のとおりです。

- ・イングランドにおける高齢者と障害者を対象とした福祉運賃割引制度の歴史
- ・政府の市場介入の根拠となった社会的包摂の促進という概念
- ・運営主体から事業者への支払いの算定方法と neither better nor worse off という概念
- ・交通省が2009年に提案した福祉運賃割引制度の変更と自治体間の関係
- ・日本の福祉運賃割引制度とイングランドにおける同様の制度の比較

2. 公共交通のアクセシビリティに関する日英の比較研究

概要：自治体等の地方組織が各地域のバス政策を主導するには、行政上の権限を段階的に移譲する必要があります。それともなって財源移譲も必要となります。本研究では、2010年以降のイングランドの連立政権のバス政策について、過度に中央集権化した組織をどのように地方分権化し、不必要に複雑化した制度をどのように簡素化したのかについて文献調査を行なっています。生活交通の維持が私の問題意識にあります。同じアイデアの研究トピックとして、日本の離島航路に関するユニバーサル・サービスの考え方を、ヨーロッパの離島航路の維持政策と比較した論文を執筆中です。

3. 国際拠点港湾のターミナル・オペレーターの民営化に関する研究

概要：平成29年12月まで広島港の長期構想検討委員として策定に参加し、同構想に基づいて広島港の港湾計画改定に地方港湾審議会委員として参加します。港湾計画の完成を同年12月に予定し、これを平成30年に国土交通省所管の交通政策審議会に提出する予定です。平成29年10月の日本海運経済学会大会でこのトピックに関連した報告を行ないました。

これらの作業の準備として、港湾の民営化に関する欧米の文献調査と日本の国際拠点港湾の管理者へのインタビュー調査を行なっています。調査項目は以下のとおりです。

- 1) 港湾運営会社の設立経緯、および同制度により港湾管理者が解決したかった課題
- 2) 既存の官民連携制度があるにもかかわらず、港湾運営会社制度を採用した背景：指定管理者スキームと港湾運営会社スキームを比べたときの違い
- 3) 「原則として港湾運営会社が自由に料金を設定できる」ことの実例と例外
- 4) 埠頭群の運営の効率化に関する取り組み：ポートセールス体制の強化（海外でのポートセー

ルス，地元荷主との連携など)

5) 港湾計画の変更，港湾計画の策定時に港湾運営会社がどのように関与するのか。

4. 沿岸部の海域利用の効率化に関する研究—瀬戸内海の放置艇対策—

概要：放置艇とは港湾、漁港、河川の公共用水域において継続的に係留等されている船舶（小型船舶で一般にプレジャーボートと呼ばれている船）のうち、法律、条令等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に係留されている船舶のことです。広島県に登録された小型船舶約1万6千隻のうち約7割が放置艇の状態にあり、全国1位が続いています（平成22年度PB全国実態調査結果）。これら放置艇は地域の社会問題にもなっています。

本研究では地方都市の漁港に民間組織がプレジャーボート係留施設を整備することにより、放置艇を除去し、漁業活動を安全で効率的なものにすると同時に、付加価値があるレジャー関連サービス創出をめざす取り組みについて経済学の視点から事例分析を行ないます。研究項目を（1）漁港におけるマリーナ整備への民間資本の導入，（2）地域資源の利活用によるレジャーの振興に分け、どのような条件が揃った場合に漁港施設に民間資本の導入が実現できるのか、漁港管理者が果たすコーディネーター機能についてインタビュー調査をもとに事例分析を行ないます。また、海域管理を行なう地方自治体の放置艇対策に対する規制政策について日本、および欧米の文献調査を行なっています。

■主な著書、発表論文

- ・「英国（イングランド）の地域交通計画の運用にみる地方分権の難しさ」『運輸と経済』76/7, 94-102, 2016年.
- ・「港湾経営のガバナンス」, 第1・2・3・6節, 『コンテナ港湾の運営と競争』所収, 成山堂書店 2015年.
- ・「港湾の民営化と港湾ガバナンスの変化」, pp. 140-156, 『現代交通問題 考』所収, 成山書店 堂, 2015年.
- ・「英国（イングランド）のバス政策の動向—緒についた行政的分権化がもたらした変化—」『運輸と経済』75/5, 79-88, 2015年.
- ・「英国の需要応答型輸送(DRT)によるアクセシビリティの確保に関する一考察—日本の地方部の事例との比較—」『公益事業研究』66/1, 19-29, 2014年.
- ・「港湾民営化と港湾経営におけるガバナンスのあり方—北九州港と徳山下松港の事例にもとづく考察—」『交通学研究』56, 67-74, 2013年.
- ・『交通経済ハンドブック』日本交通学会 編, p.253, 白桃書房, 2011年.
- ・『空と海の港大辞典』110, 111, 131-132, 成山堂書店, 2011年.
- ・「バス事業規制緩和後の中山間地域における生活交通の確保と課題—イングランドと日本の比較—」『運輸と経済』71/7, 16-25. 2011年.
- ・「臨港地区をめぐる港湾管理者と都市計画主体の関係の変化」日本交通学会, 『交通学研究 2009年研究年報』, 2010年.
- ・「地域政策の視点からみた港湾管理者の港湾振興策」, 『広島県緊急雇用対策基金事業 荷主実態調査 報告書』, 広島県土木局 空港港湾部 港湾振興室, 2010年.
- ・“A Study on the Third-Sector Urban Railway Efficiency in Japan”, the 8th EASTS Conference paper proceedings, Surabaya, Indonesia, November, 2009.

- ・「イングランドにおけるバスサービスの福祉運賃割引とその課題」(財)運輸調査局,『運輸と経済』,2009年9月
- ・「臨港地区の土地利用の変化に関する制度的分析」(社)日本港湾協会2009年.
- ・「中国地方の公営バスの福祉割引制度」『交通関係政府財源の流用問題と地方公共交通への補助政策に関する研究』日本交通政策研究会2008年.
- ・「英国の需要応答型交通サービスと自治体の政策判断」『運輸と経済』2007年11月号
- ・「地方自治体の福祉割引制度とシビルミニマムの確保に関する考察—中国地方の公営バスのケーススタディー」日本交通学会『交通学研究/2006年研究年報』,2007年.
- ・『地方分権とバス交通—規制緩和後のバス市場』,共著,勁草書房,総ページ数228p.2005年
- ・「港湾の部分的な民営化が港湾管理に与えた影響—ランドロード型港湾における公共部門の役割—」2005年12月『海事交通研究』第54集,2005年pp.69-80,(財)山縣記念財団
- ・The Commercialization of Japanese Container ports: Institutional changes in policy environment of port development, Hideko Terada and Kazushige Terada, The 4th International Gwang Yang Port Forum, Competition and Cooperation of Logistics Industry in Asia-Pacific Region, Organized by the Korean Association of Shipping and Logistics. 2004.
- ・An analysis of the overcapacity problem under the decentralized management system of container ports in Japan, Maritime Policy and Management, 2002, Vol. 29, No.1, PP-3-15.2002.

■想定される連携先

私の研究上の関心、大学・大学院での教育にとって必要と思われる場合に限りです。

- ・ 地方自治体
- ・ 公的研究機関

以上